

# 岡山県市町村総合事務組合公告式条例

【平成 17 年 4 月 1 日条例第 3 号】

改正 令和 7 年 10 月 21 日条例第 11 号

(趣旨)

**第 1 条** 岡山県市町村総合事務組合が制定する条例（以下「条例」という。）及び同組合規則（以下「規則」という。）の公布については、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

**第 2 条** 条例は、組合管理者が署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）第 2 条第 2 項第 1 号イに規定する電子署名を含む。）した後、条例であることを明記し番号を付して公布しなければならない。

2 条例の公布は、原本の写を組合市町村等に送付することによって行う。

(準用)

**第 3 条** 規則の公布については、前条の規定を準用する。

**附 則**（平成 17 年 4 月 1 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 7 年 10 月 21 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。